

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）実施要綱

（平成 27 年 9 月 10 日区長決定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、在宅高齢者、障がい者の食の自立支援に向けて、食生活の支援、質の高い配食サービスが提供できる環境の確保及び安否確認を行うことにより、高齢者、障がい者福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 この事業の対象者は、区内に住所を有する 65 歳以上の者及び障がい者とする。

（事業者の登録）

第 3 条 区長は、安否確認を伴う配食サービスを実施する事業者を登録するものとする。なお、配食サービスの実施に当たり、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成 29 年厚生労働省健発 0330 第 6 号）の遵守に努めなければならない。

2 登録を受けようとする事業者は、板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）申請書（別記第 1 号様式）に、必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、「板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）登録基準」に基づき審査を行い、基準に適合すると認めるときは、登録するものとする。

4 区長は、前項の規定により登録を承認したときは板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）決定通知書（別記第 2 号様式）により、不承認とするときは板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）却下通知書（別記第 2 号様式の 2）により、その結果を通知するものとする。

5 前項の規定により登録された登録事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録時に提出した書類内容に変更が生じたときは、板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）変更届（別記第 3 号様式）により、速やかに区長に報告するものとする。

6 登録事業者は、事業の終了等により辞退する場合は、板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）辞退届（別記第 4 号様式）により、速やかに区長に報告するものとする。

7 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消することができる。

- (1) 登録基準を満たさなくなったとき
- (2) 営業許可の取消しになったとき
- (3) 重大な社会的信用失墜行為を行ったとき
- (4) その他区長が不相当と認めるとき

8 区長は、前 2 項の規定により登録を辞退し、又は取消された事業者に対して、板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）取消通知書（別記第 5 号様式）により、その旨を通知するものとする。

（契約）

第 4 条 登録事業者は、配食サービスを受けようとする者を訪問し、料金及び配食サービスの内容について説明しなければならない。

2 登録事業者は、配食サービスを受けようとする者と書面により契約を締結しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による契約を締結した対象者（以下「利用者」という。）について、一覧を作成し、保管するものとする。

（配食サービスの実施）

第 5 条 登録事業者は、利用者に対し配食サービスを実施し、利用者は予め取決めた方法で登録事業者
に料金を支払う。

(安否確認)

第 6 条 登録事業者は、昼食及び夕食配達時に利用者の安否確認を行うものとする。

2 利用者の異常等を認めた場合は、緊急連絡先へ連絡をとるとともに、必要に応じて警察や消防へ通報
するものとする。また、状況を速やかに区へ報告すること。

(登録事業者の周知)

第 7 条 区長は、登録事業者が設定したサービス内容、料金等を対象者に周知する。

2 第 3 条第 6 項及び 7 項の規定により登録を辞退し、又は取消された事業者は、利用者に対してその旨
を周知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 登録事業者は、月毎の配食サービスの実績について板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者
登録制）実績報告書（別記第 6 号様式）により区長に報告しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 板橋区高齢者配食サービス事業実施要綱（平成 1 2 年 4 月 1 日区長決定）は平成 28 年 3 月 31 日付
で廃止する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この一部改正は、令和 6 年 1 0 月 8 日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）申請書

年 月 日

（宛先）板橋区長

登録事業者 住 所
事業者
代表者

下記のとおり、板橋区高齢者等配食事業者の登録を受けたく、申請します。

記

（1）事業者の概要

事業所名 _____
代表者氏名 _____
所在地 _____
店舗名 _____
電 話 _____
従 業 員 栄 養 士 _____人
調 理 師 _____人
調理作業員 _____人
配食作業員 _____人
そ の 他 _____人

（2）サービス内容（該当する項目に○をつけてください）

①配達可能地域

- ・板橋区内全域
- ・その他（下記に記入）

②配達区分

- ・朝食
- ・昼食
- ・夕食

③配達日

- ・平日
- ・土曜日
- ・日曜日
- ・祝日

④配達時間

- ・朝食 (: ~ :)
- ・昼食 (: ~ :)
- ・夕食 (: ~ :)

⑤食事内容と価格

内 容	価 格
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

⑥支払方法

(3) 安否確認について

①配達方法

- ・原則手渡し
- ・その他

②不在時の対応

③緊急時の対応

«添付書類»

- (1) 会社概要（代表者等役員氏名、資本金、従業員数などがわかるもの）
- (2) 法人登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの）
- (3) 営業許可証及び賠償保険の加入証の写し
- (4) 直近の食品衛生監視票の写し（発行から1年以内のもの）
- (5) 栄養士等の免状の写し
- (6) 献立表（直近、1ヶ月分の記載があるもので、有資格者の栄養士が作成し、厚生労働省の「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を遵守したメニューとする）
- (7) 貴事業者が提供する予定の配食弁当（1日分の昼食または夕食）の写真が載っているパンフレット

別記第2号様式（第3条関係）

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制） 決定通知書

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）に係る事業者の登録について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 申請者

住 所
事業者名
代表者名

2 登録年月日

年 月 日

3 登録開始

年 月 日

別記第2号様式の2（第3条関係）

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制） 却下通知書

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）に係る事業者の登録について、下記のとおり却下と決定しましたので通知します。

記

- 1 申請者
住 所
事業者名
代表者名
- 2 却下理由

別記第3号様式（第3条関係）

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）変更届

年 月 日

（宛先）板橋区長

登録事業者 住 所

事業者

代表者

下記のとおり、板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）に係る登録内容を変更したため、届出をいたします。

記

変更前	変更後

別記第4号様式（第3条関係）

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）辞退届

年 月 日

（宛先）板橋区長

登録事業者 住 所
事業者
代表者

下記のとおり、板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）の登録を辞退するため、届出をいたします。

記

1 辞退日 年 月 日

2 辞退理由

別記第5号様式（第3条関係）

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制） 取消通知書

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）に係る事業者の登録について、下記のとおり取消しましたので通知します。

記

1 取消事業者

住 所

事業者名

代表者名

2 取消年月日

年 月 日

3 取消理由

別記第6号様式（第8条関係）

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）実績報告書

年 月 日

（宛先）板橋区長

登録事業者 住 所
事業者
代表者

板橋区高齢者等配食サービス事業（事業者登録制）の実績について、次のとおり報告します。

年 月分実績

1 延べ配食数 _____ 食

【内訳】 高齢者（実利用者 _____ 人）

	朝 食	昼 食	夕 食
普通食	食	食	食
特別食	食	食	食
計	食	食	食

【内訳】 障がい者（実利用者 _____ 人）

	朝 食	昼 食	夕 食
普通食	食	食	食
特別食	食	食	食
計	食	食	食

2 緊急対応件数 _____ 件

（緊急対応の内容）